

・ B目標水域

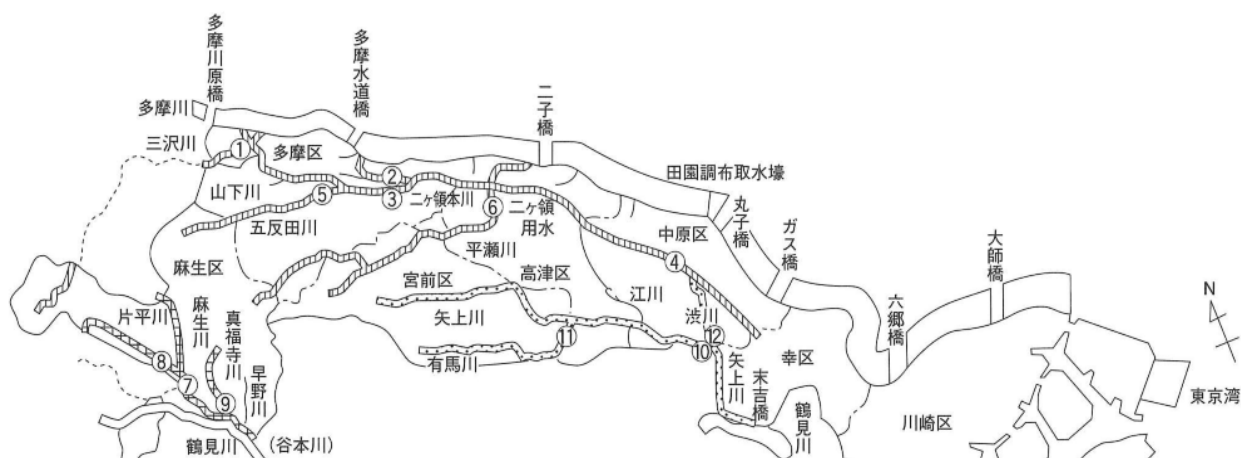
(BOD及びCOD75%値:8 mg/L以下 生物:ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水質)

B目標水域には、片平川、麻生川、真福寺川があり、水質の状況は、すべての河川でBOD及びCODの環境目標を達成していました。生物の生息状況は、片平川でミナミメダカ、グッピー、カワヨシノボリ等が、麻生川でオイカワ、カワヨシノボリ、タモロコ等が、真福寺川でドジョウ、ミナミメダカ、カワヨシノボリ等が確認されました。

・ C目標水域

(BOD75%値:5mg/L以下、COD75%値:10 mg/L以下 生物:コイ、フナが生息できる不快感のない水質)

C目標水域には、矢上川、有馬川、渋川があり、水質の状況は、すべての河川で、BOD及びCODの環境目標を達成していました。生物の生息状況は、矢上川でウキゴリ、ピリンゴ、スミウキゴリ等が、渋川でスミウキゴリ、カマツカ、オイカワ等が確認されましたが、有馬川では生物が確認されませんでした。



環境目標 (生物)	番号	河川名・調査地点名	主な生物	多様性指数 (〇内は前回値) ( )内は調査実施年度	水質階級 (〇内は前回値) ( )内は調査実施年度
 AA, A 目標 多様な生物が生息できる水質	1	三沢川・下の橋	死コ、スコロコ類、アユ、コイ、ネイリ、マルダ、ウグイ、キンブナ、スミキコリ、アブラハヤ、コサバ、ス、コイ、シマドジョウ、ヌマゼリ	1.578 (2016) (1.716 (2013))	少しきたくない水 (2016) (少しきたくない水 (2013))
	2	二ヶ領用水宿河原線・東名高速下	オイカワ、マサ、コイ、コイ、アブラハヤ、ウグイ、ヌマゼリ	1.898 (2015) (2.340 (2012))	きたない水 (2015) (きたない水 (2012))
	3	二ヶ領本川・ひみず橋	マサ、オイカワ、アユ、ウグイ、コイ、ドジョウ	2.114 (2015) (1.913 (2012))	少しきたくない水 (2015) (きたない水 (2012))
	4	二ヶ領用水円筒分水下流・今井上橋	スミキコリ、コイ、メダカ類、オイカワ、タモロコ、キンブナ	1.133 (2015) (1.978 (2012))	きたない水 (2015) (少しきたくない水 (2012))
	5	五反田川・大道橋	オイカワ、マサ、ドジョウ	2.244 (2015) (1.834 (2012))	少しきたくない水 (2015) (大変きたくない水 (2012))
	6	平瀬川・正安橋	オイカワ、スミキコリ、マサ、ドジョウ、タモロコ、アユ、コイ	1.747 (2016) (1.527 (2013))	きたない水 (2016) (きたない水 (2013))
 B目標 ドジョウ、モツゴ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水質	7	麻生川・耕地橋	コイ、オイカワ、カマツカ、アブラハヤ、ミコ、死コ、ナマズ、カワヨシボリ	1.597 (2017) (2.240 (2014))	少しきたくない水 (2017) (きたない水 (2014))
	8	片平川・片平橋下	ドジョウ、カマツカ、メダカ、カワヨシボリ、旧トヨシボリ類	1.321 (2017) (0.949 (2014))	大変きたくない水 (2017) (きたない水 (2014))
	9	真福寺川・水車橋前	ドジョウ、カマツカ、ヒメダカ、メダカ類、カワヨシボリ、旧トヨシボリ類	1.774 (2017) (2.085 (2014))	きたない水 (2017) (大変きたくない水 (2014))
 C目標 コイ、フナが生息できな不快感のない水質	10	矢上川・日吉橋	ウキゴリ、ピリンゴ、スミキコリ、ヌマゼリ、コイ、ドジョウ、マサ	1.717 (2016) (1.439 (2013))	きたない水 (2016) (大変きたくない水 (2013))
	11	有馬川・住吉橋	確認されなかった	1.970 (2017) (2.052 (2014))	大変きたくない水 (2017) (きたない水 (2014))
	12	渋川・八幡橋	スミキコリ、カマツカ、オイカワ、ウグイ	1.889 (2016) (1.916 (2013))	大変きたくない水 (2016) (きたない水 (2013))

は、2017年度調査地点

■底質に含まれる汚染物質の量

底質中の化学物質については、川崎港の3地点の底質試料を対象に、2017年度は3物質(4,4'-メチレンジアニリン、ジフェニルアミン、アクリル酸エチル)について調査を実施しました。4,4'-

メチレンジアニリン、ジフェニルアミンの2物質が全地点で検出され、4,4'-メチレンジアニリンは51~130 µg/kg-dry、ジフェニルアミンは4.5~7.3 µg/kg-dryでした。

### ■工場・事業場における水質汚濁物質排出量

人口・産業等が集中し汚濁の著しい東京湾・伊勢湾・瀬戸内海の広域的な閉鎖性水域の実効ある水質改善を図るため、1978年6月にCODを指定項目とする水質総量規制が導入され、2002年10月からの第5次総量規制では窒素含有量、りん含有量が指定項目に追加された。また2017年9月に第8次総量規制が施行されました。

水質総量規制の対象工場等は、日平均排水量が50 m<sup>3</sup>以上の指定地域内の特定事業場で、水質汚濁物質の排出量（特定排水の濃度×特定排水の量）の測定義務が課せられています。

2017年度は、市内59工場等から1日当たり8.2トンのCOD、12.3トンの窒素含有量、0.70トンのりん含有量が排出されました。

### ■下水道普及率

2017年度末における下水道普及率は99.5%に達し、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになりました。引き続き、下水道の整備困難地域の課題解決に向けた取組を推進していきます。

### ■地下水汚染に係る環境基準達成状況

本市では毎年、水質汚濁防止法に基づく概況調査、継続監視調査を実施しています。

2017年度は、79地点※において調査を実施しました。その概要は次のとおりでした。

（※揮発性有機化合物、有害物質、農薬の調査地点には重複があります。）

●**揮発性有機化合物**（調査項目：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等13項目、調査地点：67地点）

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等の揮発性有機化合物いずれかが31地点で検出され、14地点で環境基準を達成していませんでした。

揮発性有機化合物調査結果

調査物質	地 点 数		
	調 査	検 出	環境基準値不適合
トリクロロエチレン	67	26	6
テトラクロロエチレン	67	9	4
1,1,1-トリクロロエタン	67	5	0
四塩化炭素	40	0	0
1,1-ジクロロエチレン	67	5	1
1,2-ジクロロエチレン	67	19	4
ジクロロメタン	40	0	0
1,2-ジクロロエタン	33	1	0
1,1,2-トリクロロエタン	33	1	0
ベンゼン	33	0	0
1,3-ジクロロプロペン	33	0	0
クロロエチレン	67	8	4
1,4-ジオキサン	34	1	0
調査実数	67	31	14

●**有害物質**（調査項目：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の11項目、調査地点：45地点（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は45地点、その他の有害物質は33地点））

セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出され、5地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していませんでした。

●**農 薬**（調査項目：チウラム、シマジン、チオベンカルブの3項目、調査地点：33地点）  
すべての地点で検出されませんでした。

### ■土壌汚染の改善件数

市街地における土壌汚染は、2017年度は30件（法該当10件、条例該当20件）の事例を把握し、2004年10月から2017年度まで373件（法該当79件、条例該当294件）の事例を把握しています。これらは、土壌汚染対策法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく事業者の報告等により把握したものです。

汚染原因物質の主なものとしては、鉛、ふっ素、砒素となっています。

土壌汚染改善件数は、2017年度は18件（法該当3件、条例該当15件）を把握し、2004年10月から2017年度まで264件（法該当35件、条例該当229件）の改善事例を把握しています。

## ■地盤沈下量

大正末期から市南東部を中心に工場が進出し、地下水の揚水量が急激に増大した結果、地下水位の低下による地盤沈下が進行しました。その後、工業用水道の整備、工業用水法等の規制等によって、1965年頃から地下水揚水量は激減し、地下水位の上昇とともに地盤沈下は沈静化しました。

最近では監視の目安となる年間の沈下量が20mm未満にほぼ収まっているものの、一部の地域では継続して沈下している傾向があります。また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による影響を把握する必要があるため、今後の変動にも注視していきます。

### ●沈下量

市では、地盤変動を把握するため、精密水準測量による観測を397か所の水準点で実施するとともに、11か所の観測所で地下水位を常時監視しており、その内5か所では地盤収縮量も常時監視しています。2017年度の最大沈下量は年間7.6mmでした。

### ●地下水位

観測井の設置当時の1960年代は-30~-20mの水位を示していましたが、1960年代半ば以降上昇し始め、1970年代半ばからは-5m前後の水位を維持して現在に至っています。2017年度は、前年に比べて-0.87~0.45mの水位変動が見られました。

## ■土砂災害の発生件数

市域では、高度経済成長期を通じて人口や産業が集中し、各地で開発が急速に進行した結果、宅地開発が丘陵部にまでおよび、危険な崖の上や下に家屋が建てられたため、コンクリート擁壁が随所に見られます。

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域<sup>※</sup>は、神奈川県が事業主体として、高津区、多摩区、麻生区を中心に102箇所が指定されています。

2017年度は1件の土砂災害が発生しました。

施策の方向 IV-3 化学物質の環境リスクの低減

指標	目標・現状・指標がめざす方向
市内の PRTR 法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況	
PRTR 法対象化学物質のうち、特定第一種指定化学物質の排出量	【目標】2008 年度を基準年度として、2018 年度までに 30% 削減すること 【基準年度】114,812 kg (※1) (※2) (2008 年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
PRTR 法対象化学物質の届出排出量	【目標】排出量の削減を継続すること 【基準年度】1,606 トン (※2) (2010 年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
ダイオキシン類に係る環境基準達成状況	【目標】環境基準の達成を維持すること 【基準年度】100% (大気、公共用水域 (水質、底質)、地下水質、土壌) (2009 年度) 【指標がめざす方向】(達成割合が) 高いほうが良い
有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況	【目標】環境基準の定められている4物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) について、全測定局 (4測定局) で環境基準の達成を維持すること。 【基準年度】4 測定局中全測定局で 4 物質の環境基準を達成 (2009 年度) 【指標がめざす方向】(達成局数の割合が) 高いほうが良い

※1 特定第一種指定化学物質は 2009 年度の政令改正により指定された 15 物質を対象としています。

※2 変更届出により、基準年度の排出量が変更になりました。

目標・指標の達成状況	指標評価	方向評価
<b>■指標：市内の PRTR 法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況 (注)</b>		
・PRTR 法対象化学物質のうち、特定第一種指定化学物質の排出量 2016 年度の特第一種指定化学物質の排出量は 68,283 kg 基準年度比：40.5%減少 (対前年度：2.4%増加、対基準値：少ない)	4*	5
・PRTR 法対象化学物質の届出排出量 (※) 2016 年度排出量 1,089 トン (対前年度：115 トン減少、対基準値：少ない)	5*	
<b>■指標：ダイオキシン類に係る環境基準達成状況</b>	5	
・大気：調査を行った 7 地点すべてで環境基準を達成 (達成率：100%) ・公共用水域：調査を行った水質 12 地点、底質 5 地点すべてで環境基準を達成 (達成率：100%) ・地下水質：調査を行った 5 地点すべてで環境基準を達成 (達成率：100%) ・土壌：調査を行った 5 地点すべてで環境基準を達成 (達成率：100%)		
<b>■指標：有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況</b>	5	
・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは測定を行った 4 調査地点すべてで環境基準を達成 (達成率：100%)		

[方向評価は「\*」の付いた指標評価の平均値をもとに評価しています]

(注) PRTR 排出量は、その後の変更届等によりデータが修正される可能性があります。

※ 2009 年度の政令改正により、2010 年度実績の届出分から対象物質が 354 物質から 462 物質に変更されたため、2010 年度実績を基準値として評価します。

現 状

■市内の PRTR 法対象事業所から排出される対象化学物質の排出状況

人や生態系に有害なおそれがある物質の環境への排出量及び事業所の外への移動量について、

事業者が前年度の実績を届け出ることがPRTR法によって義務付けられています。なお、この届出は、2002年度から、都道府県等を経由して国に対して行われています。

市では、2017年度（2016年度実績）届出のあった市内事業所及びPRTR法対象物質について集計を行いました。その結果、届出件数は183であり、また、同法の対象である462物質のうち、これら事業所から届出された物質数は159でした。

2016年度の環境への総排出量について見ると、市内は1,089トンで、全国（151,430トン）の0.72%に相当します。

環境への排出量の多かった物質は、次表のとおりです。

市内事業所から環境（大気、公共用水域等）への排出量上位10物質（2016年度実績）

順位	物質名	排出量 (トン/年)	主な 排出先	主な業種	割合 (%)	主な用途
1	ノルマルヘキサン	331	大気	化学工業	88	溶剤、ガソリン成分
				石油製品・石炭製品製造業	94	
2	キシレン	112	大気	金属製品製造業	39	合成原料、ガソリン成分、溶剤
				輸送用機械器具製造業	33	
				鉄鋼業	10	
				化学工業	6.5	
				電気機械器具製造業	5.3	
3	トルエン	110	大気	衣服・その他の繊維製品製造業	22	合成原料、ガソリン成分、溶剤
				化学工業	20	
				石油製品・石炭製品製造業	13	
				鉄鋼業	12	
				金属製品製造業	11	
				輸送用機械器具製造業	6.9	
4	塩化メチル	91	大気	化学工業	100	合成原料、溶剤、発泡剤
				輸送用機械器具製造業	50	
5	エチルベンゼン	63	大気	金属製品製造業	30	合成原料、溶剤
				化学工業	12	
				鉄鋼業	5.3	
				化学工業	71	
6	ほう素化合物	55	公共用 水域	下水道業	23	電子材料、ガラス繊維用添加剤
				鉄鋼業	5.9	
				化学工業	66	
7	ふっ化水素及びその水溶性塩	52	公共用 水域	下水道業	33	合成原料、ガラス等の表面処理剤
				化学工業	51	
8	ベンゼン	28	大気	鉄鋼業	30	合成原料、溶剤、ガソリン成分
				石油製品・石炭製品製造業	15	
				化学工業	100	
9	1,3-ブタジエン	20	大気	化学工業	85	合成ゴム原料、合成樹脂原料
				鉄鋼業	9.5	
10	メタクリル酸メチル	19	大気	化学工業	85	合成樹脂原料
				プラスチック製品製造業	5.8	

また、PRTR法対象化学物質のうち、発がん性等が認められる有害性の高い15物質が特定第一種指定化学物質として指定されています。

2016年度の特定第一種指定化学物質の排出量は68,283kg※であり、2008年度の排出114,812kgに比べて40.5%減少しました。

なお、特定第一種指定化学物質のうち環境への排出量が多い物質は、ベンゼン（28トン）、1,3-ブタジエン（20トン）、塩化ビニル（10トン）、エチレンオキシド（7.0トン）でした。

※特定第一種指定化学物質は2009年度の政令改正により指定された15物質について2008年度から集計しています。

特定第一種指定化学物質の環境への総排出量の経年推移

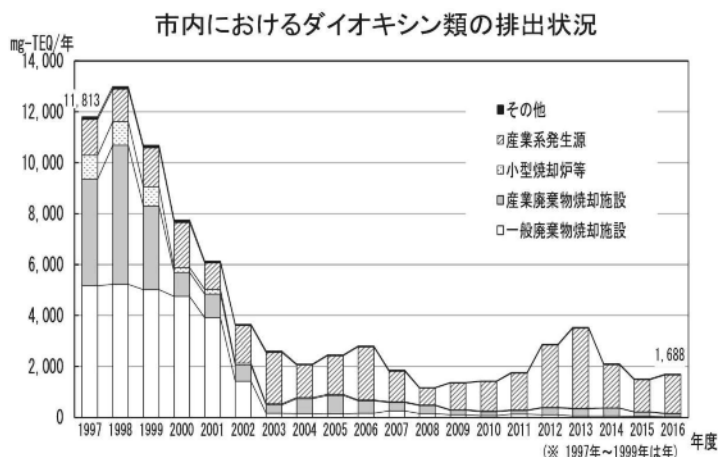


■ダイオキシン類の環境基準達成状況

市では、ダイオキシン類対策特別措置法及び条例に基づき、規制対象施設の設置届出等の指導及び規制対象事業所への立入検査を実施しています。

また、法の規定に基づき規制対象施設を設置する事業者から報告があった排出ガス、排水、焼却灰等におけるダイオキシン類の測定結果をとりまとめ、その内容について、市ホームページ(市内の環境対策)に掲載しているほか、環境局環境対策部環境管理課の窓口、各区役所等で閲覧できるようにしています。

2016年度の大気及び公共用水域へのダイオキシン類の排出量は、1,688mg-TEQ\*であり、1997年の11,813mg-TEQに比べ約86%減少しています。



●ダイオキシン類の環境濃度調査

市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、底質及び土壌について、環境調査を実施しています。2017年度のダイオキシン類環境調査は、次のとおりです。

・大気

一般環境3地点及び市のごみ処理センター周辺4地点で調査を実施し、すべての地点で大気環境基準を達成しました。

・公共用水域

水質：河川7地点及び海域5地点で調査を実施し、すべての地点で水質環境基準を達成しました。

底質：海域5地点で調査を実施し、すべての地点で底質環境基準を達成しました。

・地下水質

井戸5地点で調査を実施し、すべての地点で水質環境基準を達成しました。

・土壌

公園5地点で調査を実施し、すべての地点で土壌環境基準を達成しました。

【市内におけるダイオキシン類の環境濃度調査結果】

調査対象		地点数	2017年度調査結果 濃度範囲	環境基準	単位
大気	一般環境	3	0.013~0.021 (年平均値)	0.6以下	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	処理センター 周辺	4	0.0093~0.012		
公共用 水域	水質	河川	0.046~0.17	1以下	pg-TEQ/L
		海域	0.049~0.11		
	底質	海域	14~26	150以下	pg-TEQ/g
地下水質		5	0.043~0.047	1以下	pg-TEQ/L
土壌		5	0.0089~4.1	1,000以下	pg-TEQ/g

●廃棄物焼却施設の解体工事に係る指導

川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン类等汚染防止対策要綱に基づき、解体工事における周辺環境への汚染の未然防止及び解体工事により発生する廃棄物の適正処理について、事業者指導を行っています。

● **ごみ焼却施設におけるダイオキシン類測定結果**

ごみ焼却施設等の排ガス、処理水、焼却灰（主灰、飛灰）等のダイオキシン類の測定結果については、ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条及び 24 条に規定する排出基準及び、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 5」の一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に規定される濃度に適合していました。

【ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の濃度】

施設名	浮島処理センター	浮島処理センター (動物死体専焼炉)	堤根処理センター	王禅寺処理センター
排ガス (平均値) ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.024	0.0074	0.0062	0.0044
主灰 (平均値) ng-TEQ/g	0.010	0.00099	0.069	0.0012
飛灰 (平均値) ng-TEQ/g	0.33	0.076	0.60	1.3
排水 (平均値) pg-TEQ/L	0.016		3.3	0.053

※排ガスに係る排出基準は、排ガス 1 立方メートルあたり既設炉（浮島、堤根）1 ng-TEQ 以下、新設炉（王禅寺）0.1 ng-TEQ 以下です。ただし、浮島処理センターの動物死体専焼炉については、排ガス 1 立方メートルあたり 10ng-TEQ 以下です。

※主灰及び飛灰に係る処理基準は、主灰又は飛灰 1 g あたり 3ng-TEQ 以下ですが、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出を行っているものについては、基準は適用されません（王禅寺処理センターを除く）。

なお、3 処理センターの飛灰については、薬剤処理を行っています。

※排水に係る排出基準は、排水 1 リットルあたり 10pg-TEQ 以下です。

■ **有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況**

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンは測定を行った 4 調査地点すべてで環境基準を達成（達成率：100%）しました。

施策の方向 IV-4 地域の生活環境の保全

指標	目標・現状・指標がめざす方向
騒音に係る環境基準達成状況 (自動車、新幹線)	【目標】環境基準を達成すること 【基準年度】自動車：38%、新幹線：50% (2009年度) 【指標がめざす方向】(達成割合が)高いほうが良い
騒音に係る苦情件数	【基準年度】77件 (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
振動に係る環境保全水準等達成状況	【目標】環境保全水準等の達成を維持すること 【基準年度】道路交通振動100% (環境保全水準(要請限度)の達成率)、新幹線100% (環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策指針値の達成率) (2009年度) 【指標がめざす方向】(達成割合が)高いほうが良い
振動に係る苦情件数	【基準年度】26件 (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
悪臭の苦情件数	【基準年度】97件 (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
建造物影響に係る苦情件数	【基準年度】テレビ電波に関する苦情：65件、日照に関する相談：15件 (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い

目標・指標の達成状況	指標評価	方向評価
<b>■指標：騒音に係る環境基準達成状況(自動車、新幹線)</b> ・自動車騒音は、背後地を含めた28地点で測定し、全ての時間帯で環境基準に適合している地点は17地点(達成率:61%)で、いずれかの時間帯で環境基準に適合した地点は3地点。他の8地点は全ての時間帯で環境基準に不適合 (対前年度：7%増加、対基準値：高い) ・新幹線の騒音は2地点で測定し、環境基準に適合(対前年度：増減なし、対基準値：高い)	5*	5
<b>■指標：騒音に係る苦情件数</b> ・282件(対前年度：121件増加、対基準年度：多い)	1	
<b>■指標：振動に係る環境保全水準等達成状況</b> ・道路交通振動は、測定を行った4地点において、全ての時間帯で環境保全水準(要請限度)に適合(達成率：100%) (対前年度：増減なし、対基準値：同値) ・新幹線の振動は、2地点で測定し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」に定める指針値に適合(対前年度：増減なし、対基準値：同値)	5*	
<b>■指標：振動に係る苦情件数</b> ・63件(対前年度：32件増加、対基準年度：多い)	1	
<b>■指標：悪臭の苦情件数</b> ・57件(対前年度：1件増加、対基準年度：少ない)	4	
<b>■指標：建造物影響に係る苦情件数</b> ・テレビ電波に関する苦情件数は28件(対前年度：増減なし、対基準年度：少ない) ・まちづくり相談員が受けた日照問題に関する相談件数は36件 (対前年度：4件減少、対基準年度：多い)	3	

[方向評価は「\*」の付いた指標評価の平均値をもとに評価しています]



## 現 状

### ■騒音に係る環境基準達成状況（自動車、新幹線）

#### ●自動車騒音

騒音に係る環境基準の適合状況は、11路線の背後地を含めた28地点のうち、全ての時間帯で環境基準に適合していたのが17地点（61％）であり、8地点が全ての時間帯で超過していました。

騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の状況の常時監視については、評価区間の86％で環境基準を達成していました。

自動車騒音に係る要請限度\*に関する騒音の測定は、4路線4地点で行っています。その結果、全ての時間帯で限度内が2地点、全ての時間帯で限度を超過している地点は1地点、夜間のみ超過している地点は1地点ありました。

#### ●鉄道騒音

鉄道騒音について、在来線は3路線6地点で測定しました。また、騒音に係る環境基準が定められている新幹線は2地点で測定を行った結果、環境基準に適合していました。

### ■騒音、振動に係る苦情件数

2017年度に寄せられた騒音に関する苦情の件数は282件で、発生源別に見ると、建設作業、工場・事業所、交通の順となっています。

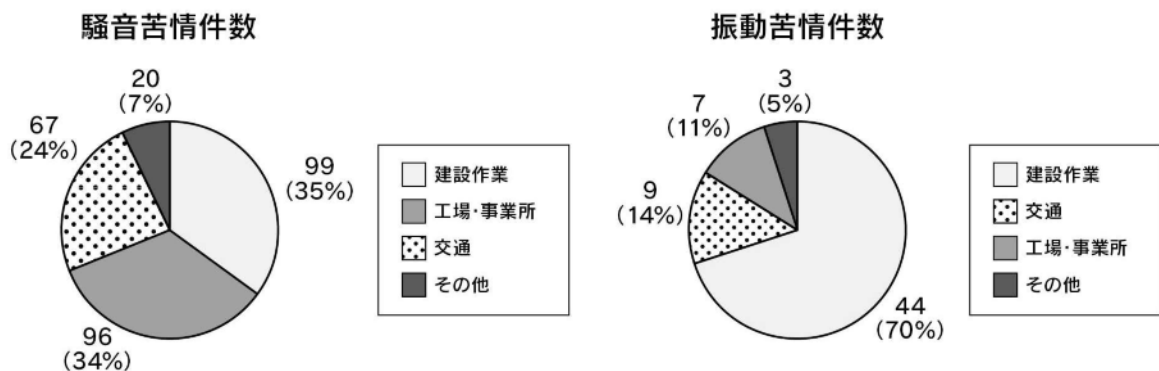
また、振動に関する苦情の件数は63件で、発生源別に見ると、建設作業、交通、工場・事業所の順となっています。

騒音苦情の発生件数経年推移（単位：件）

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
苦情件数	77	73	80	74	120	92	50	161	282

振動苦情の発生件数経年推移（単位：件）

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
苦情件数	26	26	31	15	22	14	8	31	63



### ■振動に係る環境保全水準\*等達成状況

#### ●道路交通振動

道路交通振動の環境保全基準（道路交通振動の要請限度）に関する測定は、4路線4地点で行いました。その結果、測定した全ての地点において、全ての時間帯で要請限度内でした。

#### ●鉄道振動

鉄道振動について、在来線は3路線6地点で測定を行いました。

また、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」で指針値が定められている新幹線は、2地

点で測定した結果、指針値以内でした。

### ■悪臭の苦情件数

2017年度に寄せられた悪臭に関する苦情の件数は57件でした。主な苦情発生源は、臨海部の工場・事業所、屋外燃焼行為、飲食店に伴うものでした。また、臨海部の発生源近傍及び発生源に近い住居地域で測定したメチルメルカプタン等の硫黄化合物（4物質）の環境濃度は、メチルメルカプタンは定量下限値未満～0.0002 ppmであり、それ以外の物質（硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル）はすべて定量下限値未満でした。

#### 悪臭苦情の発生件数経年推移（単位：件）

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
苦情件数	97	73	49	63	83	72	42	56	57

### ■建造物影響に関する苦情件数等

地上デジタル放送が一般化した中で、その電波特性に伴い、中高層建築物の遮蔽・反射（マルチパス）による電波障害が減少してきました。しかしながら、川崎区、幸区及び中原区に代表されるように、高層建築物の増加が著しい地域においては、新たに複数の高層建築物等による電波の反射が原因とみられる障害や、衛星放送アンテナに対する遮蔽障害も発生しています。これらに対しては、原因者負担により、①受信アンテナの性能・位置等の改善、②共同受信施設の設定等の措置が実施されています。

2017年度に「中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき対応したテレビ電波に関する苦情件数は28件でした。

また、2017年度に環境影響評価に関する\*条例に基づき審査した件数は6件でした。

高層建築物の周りでは強風時においてビル風による影響が懸念されるため、環境影響評価に関する条例の対象事業では、風洞実験や流体数値シミュレーション（CFD）等により風環境の変化の程度について予測を行った上で、防風フェンス、防風植栽等によるビル風の緩和対策を講じています。2017年度に審査した件数は4件でした。

建築物等による日照問題については、建築基準法、川崎市建築基準条例等に基づく日影規制によるほか、環境影響評価に関する条例の対象となる建築物では日影図等を作成し、周辺環境に著しい影響を及ぼさないような配慮を講じることとしています。2017年度に環境影響評価に関する条例に基づき審査した件数は5件でした。

また、まちづくり相談の一環として日照問題の相談を受け付けています。2017年度に日照問題に関して受けた件数は36件でした。

人工光による光公害\*については、1998年3月に環境庁（現環境省）が屋外照明の光害対策ガイドラインを策定し、地方自治体をはじめ、施設管理者、施設整備者、照明機器メーカー、広告物製造メーカー、市民等への普及啓発に努めるものとしています。

市では、屋外広告物条例で激しく点滅する装置を使用しないよう規制しています。2017年度に寄せられた光害に関する苦情の件数は0件でした。